（前のページより続き）

〔国会事項〕
内閣　九
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔叙位・叙勲〕
労働　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
八戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一三
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一三
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示四）　一三
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一三
〔資料〕
機械受注統計調査報告（平成二十八年八月）（実績）（内閣府）　一三
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係会社その他　一九

省令

○財務省令第七十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の五第一項及び第二十七条の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の八第三項第四号及び第二十条の三第三項第四号中「第二十条第一項第五号」を「第四十三条第一項第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十月二十一日から施行する。

○農林水産省令第六十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金」に、「国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」を「国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」に、「都市農村交流等対策整備費補助金」を「都市農村交流等対策整備費補助金」に、「漁業共済事業業務費補助金」を「漁業共済事業業務費補助金」に、「農村交流等対策整備費補助金」を「漁業経営安定対策地方公外国人旅行者受入促進整備費補助金」に、「漁業共済事業業務費補助金」を「漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金」に、「水産物加工・流通等対策事業費補助金」を「水産物加工・流通等対策整備費補助金」に、「水産物加工・流通等対策事業費補助金」を「水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。